

入札公告（委託） 農試第8－9号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

令和8年8月17日

香川県農業試験場長 北濱 郁雄

1 入札に付する事項

（1）委託業務名

香川県農業試験場庁舎機械警備業務

（2）委託業務の内容

仕様書による。（ただし、仕様書の別紙1は入札説明書とともに配付する。）

（3）委託業務の実施場所

仕様書による。

（4）委託期間

令和8年10月1日から令和13年9月30日まで

なお、当業務の委託契約は、香川県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第2号に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該委託契約は変更又は解除する。

（5）入札方法

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札。

特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準(物品等)（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。

入札は60箇月分の総額で行う。入札書に記載する金額については、委託期間中における委託料額の総額（消費税及び地方消費税は含まない。）とし、入札金額積算内訳書には月額及び総額（消費税及び地方消費を含まない。）を記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約書作成の要否

要

3 電子契約の可否

可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を電子入札システム又は電子メールにより提出すること。

【電子入札システムにて提出する場合】

入札時まで、入札書提出画面において、「添付資料」欄に添付すること。

【電子メールにて提出する場合】

県が契約書案の送付をする時まで、下記メールアドレスあてに提出すること。その際、電子メールの件名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書（香川県農業試験場庁舎機械警備業務）」とすること。

提出先：noshi@pref.kagawa.lg.jp

4 契約の内容を示す日時及び場所等（入札説明書の交付等）

令和8年8月17日から令和8年8月24日まで（香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第1号）第1条第1項各号に掲げる日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分～午後5時）

郵便番号 761-2306

香川県綾歌郡綾川町北1534-1

香川県農業試験場総務課

電話番号 087-814-7311

FAX番号 087-814-7316

なお、入札説明書は、令和8年8月24日までに入札説明書等交付申請書の提出があった者に交付する。直接交付が対応できない場合はFAXによる提出も可とするが、令和8年8月24日までに必着とし、送信に当たっては必ず電話連絡を行うこと。

5 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和8年8月25日午前11時までに質問者名、質問事項を記した文書を4に示した場所に提出すること。FAXによる送信も可とするが、送信に当たっては4に示した場所に対して必ず電話連絡を行うこと。

回答は、令和8年8月27日午後1時以降に、令和8年8月25日午前11時までに質問した者及び本公告に係る入札説明書の交付を受けた者全員に、FAXで送付する。

6 入札及び開札

（1）電子入札システムによる入札書の提出期間

令和8年9月2日午前9時から令和8年9月3日午後4時まで

（2）開札の日時

令和8年9月4日 午前9時

（3）開札の場所

香川県農業試験場総務課

7 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札の可否

否とする。

8 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和8年8月28日午後3時までに入札保証金・契約保証金減免申請書を4に示した場所に提出すること。審査の結果は、令和8年9月1日までに通知する。

9 入札者の参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。
- (3) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (5) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による香川県公安委員会の認定を受けている者又は同法第9条の規定による届出書を同公安委員会に提出した者で、香川県に主たる営業所又はその他の営業所を有する者であること。
- (6) 警備業法第40条の規定による機械警備業務に係る届出書を香川県公安委員会に提出した者であること。
- (7) 本公告の日から過去5年以内に、国（独立行政法人及び公社を含む。）又は地方公共団体と本業務と同様の契約を締結（契約書を締結したものに限る。）し、かつ、これを誠実に履行し、又は履行中であることを証明した者であること。
- (8) 本公告に示した委託業務に係る円滑な実施の体制が整備されていることを証明した者であること。

10 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、9の(5)、(6)、(7)、(8)の要件を満たすことを証明する書類を令和8年8月28日午後3時までに、4に示した場所に提出（郵送の場合は令和8年8月28日必着）し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、当該書類提出前に、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請を行うこと。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和8年9月1日までに通知する。

11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

12 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

13 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

14 契約締結の期限

落札者は、県から契約書案の送付を受けた日から5日（休日の日数は、算入しない。）以内に契約の締結に応じなければならない。この期間内に契約の締結に応じないときは、その落札は無効とする。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することがある。

15 予約完結権の譲渡の禁止

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

16 その他

（１） 詳細は、入札説明書による。

（２） 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる場合がある。